

「結核医療の基準」の一部改正

改正の趣旨

デラマニドが有効な抗結核薬として新たに承認されたことを受け、当該薬剤を科学療法に用いることのできる抗結核薬として位置付ける

概要

新	旧
<p>第2 化学療法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 薬剤の種類及び使用方法</p> <p>ア 抗結核薬</p> <p>(1) 抗結核薬</p> <p>ア 抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) INH イソニアジド</p> <p>(イ) RFP リファンピシン (又はRBT リファブチン)</p> <p>(ウ) PZA ピラジナミド</p> <p>(エ) SM 硫酸ストレプトマイシン</p> <p>(オ) EB エタンブトール</p> <p>(カ) KM 硫酸カナマイシン</p> <p>(キ) TH エチオサミド</p> <p>(ク) EVM 硫酸エンビオマイシン</p> <p>(ケ) PAS パラアミノサリチル酸</p> <p>(コ) CS サイクロセリン</p> <p>(カ) DLM デラマニド (新設)</p> <p>イ 抗結核薬の選定における留意事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) DLMは、患者の結核菌がINH及びRFPに対して耐性を有す (新設) する場合に限って使用する。DLM以外の3剤以上と併用して、これを使用することを原則とする。</p> <p>ただし、外科的療法を実施する場合には、DLM以外の1剤又は2剤と併用して、これを併用することができる。</p> <p>また、DLM以外の3剤以上と併用することができないことを理由として、DLM以外の1剤又は2剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止と結核の治療効果の両面から慎重な検討を要する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第2 化学療法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 薬剤の種類及び使用方法</p> <p>(1) 抗結核薬</p> <p>ア 抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) INH イソニアジド</p> <p>(イ) RFP リファンピシン (又はRBT リファブチン)</p> <p>(ウ) PZA ピラジナミド</p> <p>(エ) SM 硫酸ストレプトマイシン</p> <p>(オ) EB エタンブトール</p> <p>(カ) KM 硫酸カナマイシン</p> <p>(キ) TH エチオサミド</p> <p>(ク) EVM 硫酸エンビオマイシン</p> <p>(ケ) PAS パラアミノサリチル酸</p> <p>(コ) CS サイクロセリン</p> <p>イ 抗結核薬の選定における留意事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

施行期日

H26. 9. 16

健感発0916第1号
平成26年9月16日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长〕殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

「結核医療の基準」の一部改正について

「結核医療の基準の一部を改正する件」については、平成26年厚生労働省告示第356号をもって本年9月16日に公布され、同日から適用されることである。同告示の概要等は下記のとおりである。

貴職におかれては、これらの内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

- 1 今般、デラマニドが有効な抗結核薬として新たに承認されたことを受け、当該薬剤を化学療法に用いることのできる抗結核薬として位置付けること。
- 2 デラマニドの使用方法及び使用時の留意点について次のとおり定めることとする。こと。
 - (1) 患者の結核菌がイソニアジド及びリファンピシンに耐性を有する場合に限って使用すること。
 - (2) デラマニド以外の3剤以上と併用して使用することを原則とすること。
 - (3) ただし、外科的療法を実施する場合には、デラマニド以外の1剤又は2剤と併用して使用することができること。
 - (4) また、デラマニド以外の3剤以上と併用することができないことを理由として、デラマニド以外の1剤又は2剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止と結核の治療効果の両面から慎重な検討を要すること。

第二 適用期日

平成26年9月16日から適用することとする。